◎海上交通安全法等の一部を改正する法律

(平成二八年五月一八日法律第四二号)

一、提**案理由**(平成二八年四月五日・参議院国土交通委員会)

○国務大臣(石井啓一君) ただいま議題となりました海上交通安全法等の一部を改正 する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年、船舶の大型化や危険物取扱量の増加が進んでおり、船舶交通が著しくふくそうする海域においては、津波等による非常災害が発生した場合に、危険を防止するため、船舶を迅速かつ円滑に安全な海域に避難させる必要があります。また、平時から信号待ちや渋滞による船舶交通の混雑が発生していることから、混雑を緩和し、安全かつ効率的な船舶の運航を実現することが求められております。

このためには、湾内の船舶交通を一体的に把握しておく必要があり、海上保安庁では、まずは東京湾において、レーダー等の設備を整備するなど、一元的な海上交通管制の構築を進めているところでありますが、その運用に併せて、非常災害時の海上交通機能の維持等のために所要の制度を設ける必要があります。

このような趣旨から、この度この法律案を提案することとした次第であります。 次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、非常災害が発生した場合に、船舶交通が著しくふくそうする海域のうち、 レーダー等により船舶交通を一体的に把握することができる海域にある船舶を迅速かつ 円滑に避難させるため、これらの船舶に対して、海上保安庁長官が移動等を命ずること ができることとするなど、非常災害時における特例措置を講じることとしております。

第二に、船舶の負担を軽減し、安全かつ効率的な船舶の運航を実現するため、海上交通安全法と港則法に基づく事前通報の手続を簡素化するとともに、港内の水路を航行しようとする船舶に対し、港長が必要な指示をすることができることとしております。

第三に、航路標識の設置を促進することにより、船舶交通の安全性を向上させるため、 航路標識の設置の許可基準を明確化するとともに、簡易な航路標識の設置については届 出制を導入することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。 以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(平成二八年四月八日)

○金子洋一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、非常 災害が発生した場合に、船舶交通が著しくふくそうする海域のうち、レーダー等により 船舶交通を一体的に把握することができる指定海域等にある船舶に対して、海上保安庁 長官が移動等を命ずることができることとするとともに、指定海域に隣接する指定港内 の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手続を簡素化するほか、航路 標識の設置の許可基準を明確化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、海上交通管制一元化の意義及び対象となる指定海域の見通し、 新海上交通センターの機能及びバックアップ体制の構築、非常災害時における船舶交通 の安全確保方策、船舶自動識別装置の普及促進等について質疑が行われましたが、その 詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院国土交通委員長報告(平成二八年五月一二日)

○谷公一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における 審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、非常災害時における海上交通機能の維持、また、平時における安全かつ効率 的な船舶交通の確保を図るため、必要な措置を講ずるもので、その主な内容は、

第一に、非常災害発生時における、海上保安庁長官による船舶に対する移動命令の制度創設など特例措置を講じること、

第二に、航行に際し、海上交通センターと各港の長に対し別々に行っている事前通報 を海上交通センターに一本化すること、

第三に、航路標識の設置に関する許可基準等を明確化し、簡易なものについて届け出 制とすること

などであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月九日本委員会に付託され、十日石井国土 交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。